

木材利用促進事業補助金に関する QA

1.対象建築物

Q1-1 スポーツクラブ等会員制の施設も対象になりますか。

A 不特定多数の市民が利用する施設を対象にしているため、会員制の施設は対象になりません。

Q1-2 有料施設も対象になりますか。

A 不特定多数の市民が利用できる施設であれば、利用料の有無については、条件としておりません。

Q1-3 幼稚園及び保育園等の未就学児が利用する施設とは。

A 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）としております。

Q1-4 什器のみでも対象になりますか。

A 対象になります。

Q1-5 既製品の購入も対象になりますか。

A 対象になります。

2.申請者

Q2-1 「建築物等の所有者、管理又は建物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに使用貸借による権利を有する者」とありますが、工事を請け負う事業者が申請者となることはできますか。

A 木質化工事完了後にも PR 等の協力をお願いするため、補助対象施設のオーナー、又は補助対象施設での事業を運営する事業者の方が申請をしてください。

3.使用木材

Q3-1 使用する木材について、産地の指定はありますか。

A 産地の指定はありませんが、できるだけ国産木材を利用するように努めてください。完了検査の際に、産地を証明するため、出荷証明書や納品書の提出をお願いしております。なお、補助の対象となるのは、国産木材に限ります。

Q3-2 木材使用量の条件はありますか。

A 木材使用量についての条件はありませんが、施設利用者に木の良さを伝えられるように、目立つところに木材を使用してください。

4.交付申請

Q4-1 いつから交付申請することができますか。

A 令和6年度に関しては、5月1日から申請を受け付けます。ただし、年度内に補助対象工事等が完了する必要がありますので、交付申請から交付決定まで10日程度要することと、補助対象部分については、交付決定後まで着手できないことを考慮したうえで、交付申請を行ってください。

Q4-2 設計の着手時期に制限はありますか。

A 制限はありません。

5.財産処分

Q5-1 財産処分及び転用制限期間に店を閉めることになった場合や、内装の再改修を行うこととなった場合、補助金を返還する必要がありますか。

A 交付要綱第20条第3項に、「市長は、交付対象者が制限期間内に承認を受けないで処分を行った場合は～補助金の～返還を命ずることができる。」という記載がありますが、これは補助目的の達成を担保するための規定です。

民間建築物に対する補助である以上、経営上の判断から店舗の存続が難しくなるケースや、顧客確保のための改修が必要になるケースも十分想定されます。

本補助の目的は木材利用促進のPRですから、これまでのPR効果などを総合的に勘案し、返還の要否・金額を決めるので、必ずしも返還を求めるわけではありません。